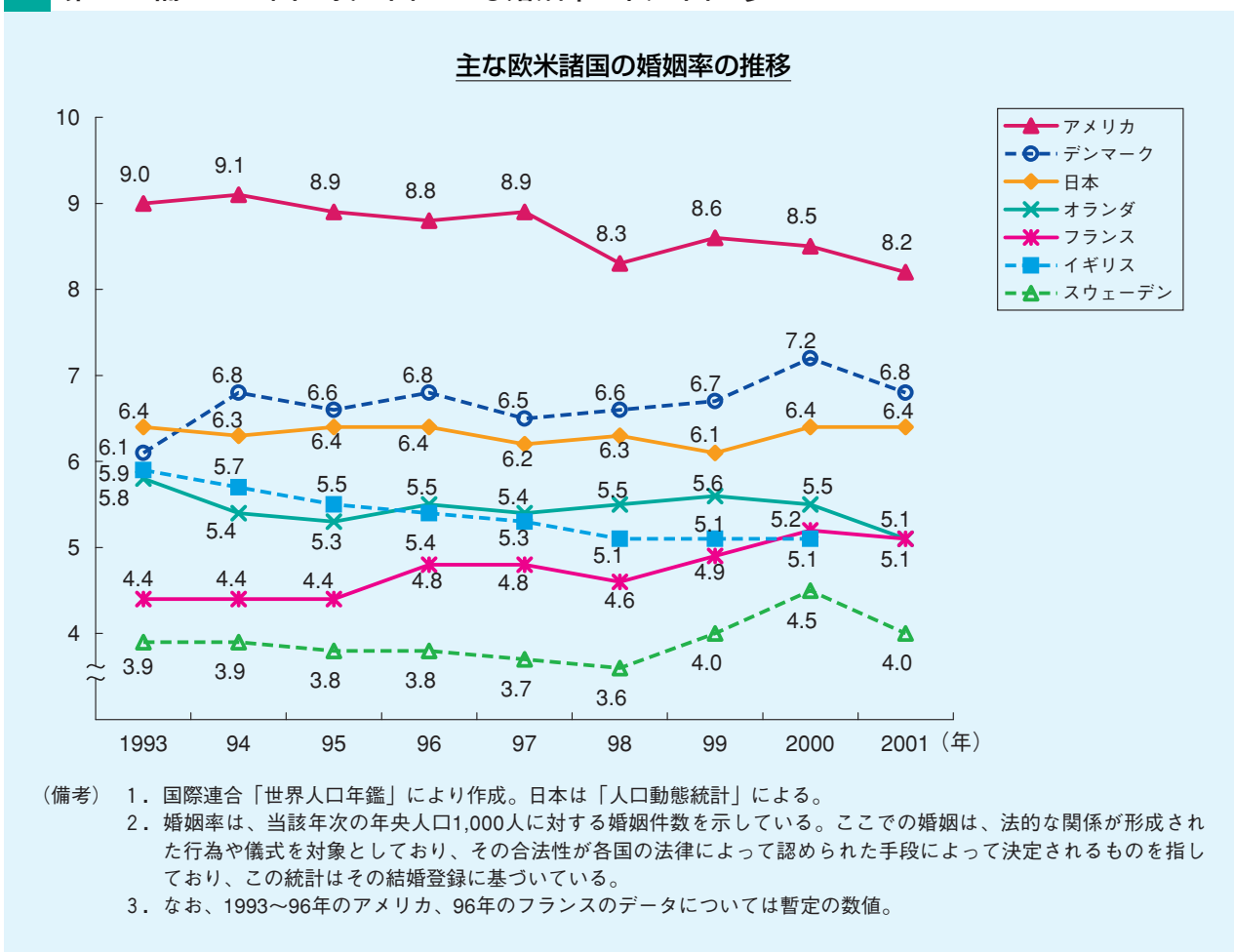


1 主要国における出生率の傾向

(我が国よりも婚姻率が低い国も多い)

まず、主要諸国の婚姻率¹について見てみよう。1993年以降の婚姻率の推移を見ると、アメリカでは比較的婚姻率が高いが、欧州の国々では、我が国より婚姻率が低い国も多い（第1-補2-1図）。イギリスやオランダでは、わずかずつ婚姻率が低下している様子が見られ、また、スウェーデンやフランスでは、90年代後半にわずかに婚姻率が上昇しているものの、依然として我が国よりも低い状況にあることが分かる。

第1-補2-1図 我が国よりも婚姻率が低い国は多い



1 当該年次の年央人口1,000人に対する法律に基づく婚姻件数を示している。

(欧米の国では上昇も見られる合計特殊出生率)

我が国では、第1節で見たように出生率の低下が進んでいる。しかし、欧米諸国では、特にオランダ、フランス、アイルランド、スウェーデンなどにおいて、90年代後半から合計特殊出生率の上昇も起きており、低下に歯止めがかかる傾向が見られる（内閣府「少子化社会白書」（2004年版））。

一方、アジアの国々では、我が国よりも急速な合計特殊出生率の低下が見られる（内閣府「少子化社会白書」（2004年版））。70年には3を超えていたタイ、韓国、台湾、香港、シンガポールのいずれの国も90年には2を割り、以後低下傾向のまま推移し、2003年にはタイを除きシンガポール、台湾、韓国、香港のいずれの国においても我が国の水準を下回っている。特に、香港では1をも下回る状況となっている。

(合計特殊出生率の改善には法律婚以外での子どもの誕生も一役買っている)

欧米諸国と我が国とで大きく異なっている点の一つは、法律婚以外で誕生している子ども（婚外子、嫡出でない子）が多いことである。我が国の嫡出でない子の出生割合は2003年で1.9%と極めて低いが、欧米諸国ではその割合は高く、スウェーデンでは出生する子どもの半数を超える56.0%であるし、デンマーク44.9%、フランス44.3%、オランダ31.3%などとなっている（第1-補2-2表）。これらの国の中には、婚姻率が我が国よりも低い国がある一方で、女性の事実婚・同棲の割合は、我が国に比べてかなり高い（前掲第1-補2-1図、前掲第1-補1-8図）。

こうしたことから、欧米諸国においては、法律婚以外の形での結び付きが一般化していることや、それに伴う婚外子の出生率が高くなっていることなどが、合計特殊出生率の低下に歯止めをかける要因となっていると考えられる。

第1-補2-2表 欧米で高い嫡出でない子と事実婚・同棲の割合

(%)

国名	嫡出でない子の割合	事実婚・同棲をしている女性の割合		
		20~24歳	25~29歳	30~39歳
オランダ	31.3	57	33	14
フランス	44.3	63	33	18
スウェーデン	56.0	77	43	33
デンマーク	44.9	—	—	—
オーストリア	35.3	64	30	12
フィンランド	40.0	61	34	18
アメリカ	34.0	—	—	—

- (備考) 1. 内閣府「少子化社会白書」（2004年版）、国際連合「世界の女性」（2001年）及び“Eurostat Statistics in Focus: Theme 3”により作成。
 2. 「事実婚・同棲をしている女性の割合」は、男性と暮らす女性のうち、法的手続きをとらない（同棲を含む）人の割合。
 3. 「嫡出でない子の割合」は、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランドは2003年、フランス・アメリカは2002年のデータによる。「事実婚・同棲をしている女性の割合」は、1992年から96年の間のある年についての各国のデータである。